

回 答 書

東高関支所管第 P01079 号
令和 8 年 3 月 6 日

東京都中央区日本橋茅場町 2-10-5
住友生命茅場町ビル 7 階
大成エンジニアリング株式会社
代表取締役 岩崎 信治 殿

東日本高速道路株式会社
関東支社所沢管理事務所
契約責任者 後藤 誠

業務名 首都圏中央連絡自動車道 所沢管内耐震補強施工管理業務

令和 8 年 2 月 26 日付で、提出のあった標記業務に関する非特定理由に係る説明請求に対して、次のとおり回答します。

記

1. 非特定理由に係る説明請求内容

「非特定理由通知書」（令和 8 年 2 月 20 日付 東高関支所管第 P00973 号）の説明

2. 説明請求に対する回答

（回答案）

入札公告（手続開始公示説明書）の技術提案書（技術論文）及び見積者の特定に記載の通り、参加表明書及び技術提案書（技術論文）に基づき、技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、最も評価値の高い者を特定者（以下、「特定者」という）として特定しております。貴社におかれましては、「技術提案書（技術論文）の作成」に基づき、提出いただいた「技術提案書（技術論文）」及び「ヒアリング」を評価した結果、評価点の合計点が特定者の評価点よりも低かったため非特定となりました。

具体には、評価項目における「業務に関連する技術力」及び「業務内容に対する説明力」の評価点が特定者の評価点よりも相対的に低かったため非特定となりました。

なお、評価点につきましては、本業務の契約手続きが終了し、契約締結に至った場合には、弊社 HP の「入札公告・契約情報検索」の当該業務の「案件情報／その他情報」欄において、「技術評価点内訳書」を公表いたします。

3. 再説明請求

本回答を受けた者は、書面により当職に対して非特定理由の再説明を求めることができます。非特定理由の再説明請求の受付窓口について

- 1) 受付窓口 東日本高速道路株式会社 関東支社 所沢管理事務所
住 所：埼玉県所沢市大字坂之下 761-1

電話番号：04-2944-4121

2) 受付期間 本回答の通知日から令和8年3月18日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
の午前10時から午後4時

3) 再説明請求に対する回答は、関東支社入札監視委員会を経て回答を行うものとする。

以 上

説明請求書

令和 8 年 2 月 26 日

東日本高速道路株式会社
関東支社所沢管理事務所
契約責任者 後藤 誠様

1. 説明請求者の住所及び氏名

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-10-5 住友生命茅場町ビル 7 階
電話番号 03-5285-3151
商号又は名称 大成エンジニアリング株式会社
代表者氏名 代表取締役 岩崎 信治

2. 説明請求の対象となる業務名

業務名 首都圏中央連絡自動車道 所沢管内耐震補強施工管理業務

3. 説明を求める事項

令和 8 年 2 月 20 日付非特定理由通知書に記載の非特定理由が、『「技術提案書を特定するための評価基準」のうち、「業務に関連する技術力」等の評価項目が相対的に低かったため非特定となっております。』とありますが、具体的にどの評価項目が低かったのかが不明です。

「首都圏中央連絡自動車道 所沢管内耐震補強施工管理業務 手続開始公示説明書」7-1.技術提案書（技術論文）を特定するための評価基準（別紙）の各項目について、相対的に低かった内容・理由について説明を請求します。

以 上

7 技術提案書（技術論文）及び見積者の特定

7-1. 技術提案書（技術論文）を特定するための評価基準

(1) 技術提案書（技術論文）を特定するための評価項目、評価基準及び配点の次のとおりとする。

評価項目				配点
			評価基準	
業務実施体制	配置計画	業務実施体制における技術者等の配置計画	配置計画（配置予定開始日を除く） 参加表明書様式2に記載された技術者の配置計画を当社の標準配置計画と比較し以下のとおり評価する。 ①同等以上の場合 ②下回る場合	① 5 点 ② 0 点
配置予定管理技術者の業務実施上の能力	格	手続開始の公示 3-1. (8). 1) に示す格	参加表明書様式4-1に記載された格及び管理員経歴に基づき以下のとおり評価する。 ①管理員Ⅰに該当する者 ②管理員Ⅱに該当し、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、旧日本道路公団が発注した施工管理業務で2年以上の業務経験を有する者	① 5 点 ② 3 点
	業務経験	手続開始の公示 3-1. (8). 2) に示す同種業務又は類似業務の経験	参加表明書様式4-2に記載された同種業務又は類似業務の経験に基づき以下のとおり評価する。 ①同種業務の実績を有する ②類似業務の実績を有する	①10 点 ② 5 点
業務の取組姿勢等	取組姿勢	業務への取組姿勢	配置予定管理技術者に対するヒアリングに基づき施工管理業務の理解度・取組姿勢を各ヒアリング実施者が相対的に以下のとおり評価を行う。 ①相対的に非常に優れている ②相対的に優れている ③普通 ④妥当性が低い	①15 点 ②12 点 ③ 9 点 ④ 0 点
	技術力	業務に関連する技術力	配置予定管理技術者に対する技術提案書（技術論文）に基づき基礎知識（仕様書・技術基準・マニュアル等）の理解度及び技術意欲を各ヒアリング実施者が相対的に以下のとおり評価を行う。 ①相対的に非常に優れている ②相対的に優れている ③普通	①10 点 ② 8 点 ③ 6 点 ④ 0 点

			④妥当性が低い	
			配置予定管理技術者に対するヒアリングに基づき基礎知識（仕様書・技術基準・マニュアル等）の理解度及び技術意欲を各ヒアリング実施者が相対的に以下のとおり評価を行う。 ①相対的に非常に優れている ②相対的に優れている ③普通 ④妥当性が低い	①15点 ②12点 ③9点 ④0点
	応用判断力	状況変化に対応できる応用力	配置予定技術者に対する技術提案書（技術論文）に基づき特定課題への技術者としての対応・意見について、次のとおり評価する。 ① 相対的に非常に優れている ② 相対的に優れている ③普通 ④妥当性が低い	①10点 ②8点 ③6点 ④0点
			配置予定技術者に対するヒアリングに基づき特定課題への技術者としての対応・意見について、次のとおり評価する。 ①相対的に非常に優れている ②相対的に優れている ③普通 ④妥当性が低い	①15点 ②12点 ③9点 ④0点
	コミュニケーション力	業務内容に対する説明力	配置予定管理技術者に対するヒアリングに基づきコミュニケーション力（的確性・説明力等）について、次のとおり評価する。 ① 相対的に非常に優れている ② 相対的に優れている ③ 普通 ④妥当性が低い	①15点 ②12点 ③9点 ④0点
下記のいずれかに該当する場合は特定しない。 ① ヒアリングに参加しなかった場合（ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で参加できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合はその旨を理由とともに書面（書式自由、ただしA4判とする。）にて提出すること） ② 技術提案書（技術論文）を持参しない場合 ③ 設問に対する記述が一切ない場合				非特定
合 計				100点

※「業務の取組姿勢等」の各項目は全てのヒアリング実施者の評価点の平均値（小数点第2位を四捨五入し小数点第1位の値）を評価値とする。

回 答 書

東高関支所管第 P01079 号
令和 8 年 3 月 6 日

神奈川県横浜市港南区港南 6-2-23
株式会社メインライン・エンジニアリング
代表取締役 坂田光秋 殿

東日本高速道路株式会社
関東支社所沢管理事務所
契約責任者 後藤 誠

業務名 首都圏中央連絡自動車道 所沢管内耐震補強施工管理業務

令和 8 年 3 月 2 日付で、提出のあった標記業務に関する非特定理由に係る説明請求に対して、次のとおり回答します。

記

1. 非特定理由に係る説明請求内容

「非特定理由通知書」（令和 8 年 2 月 2 0 日付 東高関支所管第 P00973 号）の説明

2. 説明請求に対する回答

（回答案）

入札公告（手続開始公示説明書）の技術提案書（技術論文）及び見積者の特定に記載の通り、参加表明書及び技術提案書（技術論文）に基づき、技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、最も評価値の高い者を特定者（以下、「特定者」という）として特定しております。貴社におかれましては、「技術提案書（技術論文）の作成」に基づき、提出いただいた「技術提案書（技術論文）」及び「ヒアリング」を評価した結果、評価点の合計点が特定者の評価点よりも低かったため非特定となりました。

具体には、評価項目における「業務への取組み姿勢」及び「業務に関連する技術力」、「状況変化に対応できる応用力」、「業務内容に対する説明力」の評価点が特定者の評価点よりも相対的に低かったため非特定となりました。

なお、評価点につきましては、本業務の契約手続きが終了し、契約締結に至った場合には、弊社 HP の「入札公告・契約情報検索」の当該業務の「案件情報／その他情報」欄において、「技術評価点内訳書」を公表いたします。

3. 再説明請求

本回答を受けた者は、書面により当職に対して非特定理由の再説明を求めることができます。非特定理由の再説明請求の受付窓口について

- 1) 受付窓口 東日本高速道路株式会社 関東支社 所沢管理事務所
住 所：埼玉県所沢市大字坂之下 761-1

電話番号：04-2944-4121

2) 受付期間 本回答の通知日から令和8年3月18日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
の午前10時から午後4時

3) 再説明請求に対する回答は、関東支社入札監視委員会を経て回答を行うものとする。

以 上

非選定理由説明依頼書

令和 8 年 3 月 2 日

東日本高速道路株式会社 関東支社所沢管理事務所
契約責任者 後藤 誠 殿

株式会社メインライン・エンジニアリング
代表取締役 坂田光秋

拝啓 貴所ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、「首都圏中央連絡自動車道 所沢管内耐震補強施工管理業務」

に関する参加表明書及び技術提案書(技術論文)について、

非選定の通知（令和 8 年 2 月 20 日付）を受領いたしました。

つきましては、今後の業務提案および技術力向上の参考とさせていただくため、非選定理由についてご説明を賜りたく、下記の点について確認させていただきたく存じます。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 業務への取組姿勢に関する評価について

「業務への取組姿勢」等の評価項目において、当社提案が相対的に低評価となった具体的な理由についてご教示願います。

2. 評価基準に照らした不足事項について

「業務への取組姿勢」等の評価項目において、当社技術提案書に不足していた事項または改善が望まれる事項についてご教示願います。

特に以下の観点について該当があればご教示願います。

- ・業務理解度に関する事項
- ・業務実施方針の具体性に関する事項
- ・管理技術者としての取組姿勢の表現に関する事項
- ・実施体制に関する事項

3. 設問別評価について

技術提案書について、特に評価が低かった設問または項目があればご教示願います。

4. ヒアリングに関する評価について

ヒアリングにおける説明内容または回答内容について、評価上の課題となった事項があればご教示願います。

5. 各評価項目における配点について

入札公告 2(p8~9)に記載されている各評価項目について、実際の当社への配点をご開示願います。

以上